

# 1 国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きの簡素化

---

# 1 国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きの簡素化

## 概要

関係団体から国際輸送用コンテナに係る移動タンク貯蔵所の変更許可申請や資料提出の手続き、ふ頭等での危険物コンテナを仮貯蔵・仮取扱い承認申請の手続きの簡素化について要望がある。

消防庁はこれまでも手続きの簡素化を図っているが、港湾地区における物流の更なる簡素化に向けて、国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きについて実態調査を行い、消防法上の手続きの簡素化について検討する。

## 調査の進め方

- 国際輸送用コンテナの流通量が多い港湾地区を管轄する消防本部及び国際輸送用コンテナを取扱う事業者で構成される事業者団体に対し、消防法に係る申請及び届出等の状況についてヒアリング調査を行う。
- 港湾地区を管轄する消防本部に対し、仮貯蔵・仮取扱い等の火災予防分野における各種手続きの導入に関する動向及びデジタル技術(DX)の活用例を調査する。

国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きの簡素化に向けた運用方法を整理する

## ヒアリング結果

### <事業者団体>

- ① IMDGコードに適合する交換タンクコンテナの追加に係る軽微な変更届け出の見直し。
- ② 仮貯蔵の繰り返し承認を認める条件に事故等によるコンテナ船の遅延に加え、その他不測の事由による遅延も追加。
- ③ 繰り返し承認をタンクコンテナに限定するのではなく、ドライコンテナ等も追加。
- ④ 電子メール、インターネットによる申請・届け出の受付の導入。
- ⑤ 申請手数料の振込み・もしくは引き落とし（現金授受の取り止め）の導入。
- ⑥ 仮貯蔵承認に係る事務処理手続きの迅速化。

### <消防本部>

- ⑦ IMDGコードに適合する交換タンクコンテナの追加に係る軽微な変更届け出の見直し。
- ⑧ 屋外貯蔵所でのドライコンテナの貯蔵を承認。
- ⑨ ふ頭での仮貯蔵・仮取り扱いについて、より定量的な承認基準（ガイドライン）の策定。
- ⑩ ふ頭での引火点が零度未満の危険物を収納するタンクコンテナ等を貯蔵できるよう屋外貯蔵所の特例基準を策定。

➤ IMDGコードに適合する交換タンクコンテナの追加に関する軽微な変更届け出の見直し

回答者	回答（抜粋）
日本危険物物流事業者連絡協議会	国際コンテナタンクは建造時点で国際海事機関が定めたIMDGに基づいた専門機関の認証を受けており、積載する車両の緊結装置は設置許可申請により消防の許可を得ているため、IMDGコード交換タンクコンテナの安全性を考慮し、追加に伴う軽微な変更届け出を免除できないか。
東京消防庁 川崎市消防局	事務量が非常に多い上に、紙データの保管が膨大になり管理が難しい。運用状況が把握できないため、タンクコンテナが廃止されていても把握ができない。

【参考】「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」（平成13年4月9日付け消防危第50号）  
保有しようとする交換タンクコンテナが、IMDGコードに適合するものであり、かつ、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に適合性がある場合は、交換タンクコンテナの追加を、軽微な変更工事として取り扱って差し支えないこと。

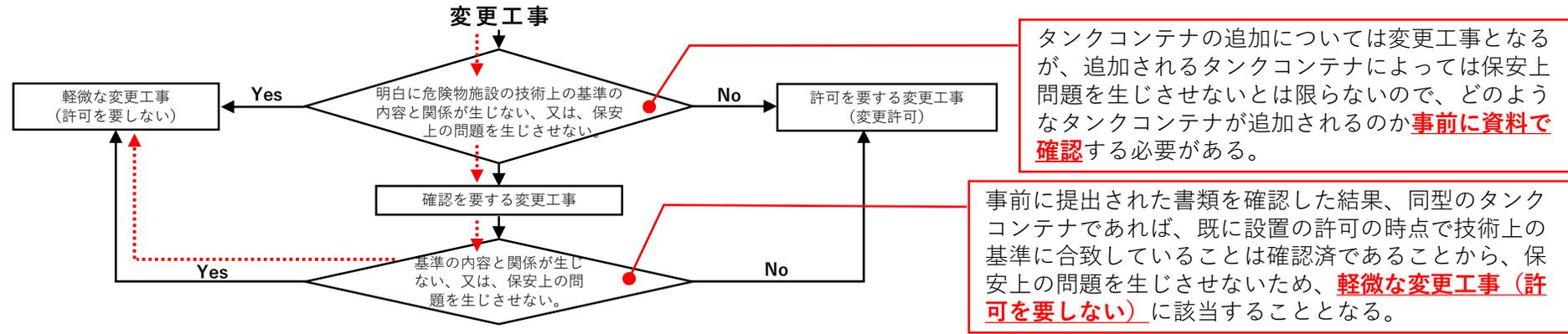
現状、交換タンクの追加は軽微な変更工事の届出が必要である。  
提出する事業者側、提出資料を保管する消防において負荷が発生している

# 課題（要望）①⑦

## <タンクコンテナの追加に係る手続き>

・既に設置の許可を受けている移動タンク貯蔵所に、新たに別のタンクコンテナを追加することは変更工事となるが、当該タンクコンテナが既に許可を受けているタンクコンテナと同型の場合は、工事の内容が軽微であることから**軽微な変更工事に該当し、事前に市町村長等へ資料を提出させることで変更許可を要しないものとする**ことができる。

「製造所等において行われる工事に係る変更許可等の取扱いについて」（平成14年3月29日付け消防危第49号通知）（抜粋）  
 工事の内容が軽微であるものについては、変更の内容も軽微であると考えられることから、**軽微な変更工事については、その形態に応じ事前に資料を提出させ、又はこれを提出させないで変更許可を要しないものとする**ことができる。



第3 具体的な例示(施設別事項)

○: 軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの  
 △: 確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)  
 /: 通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去
99 移動タンク貯蔵所	積載式		積載式の移動貯蔵タンクの追加	△	/	/	/	/	/

## 対応（案）

移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの追加については、従前から事前の資料提出により軽微な変更工事に該当するか否か確認していたが、この資料提出について簡素化を図るため、電子申請システムの導入や電子メール等による受付を推進することとしてはどうか。

➤ 仮貯蔵の繰り返し承認申請について

回答者	回答
日本危険物物流事業者連絡協議会	輸出品について、本船の大幅な遅延により仮貯蔵申請期間を超過した際、繰り返し承認が認められなかった。（遅延理由が消防危第52号通知のただし書きに該当するものかどうかは不明。）

【参考】「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」（平成4年6月18日付け消防危第52号）

原則として、仮貯蔵期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、鉄道の不通等のやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要が生じた場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること



例：新型コロナウイルス感染症の流行により、海外港湾の稼働状況が急激に悪化。船舶の航海日程に大幅な遅れが発生した。

### 対応（案）

仮貯蔵の繰り返し承認を認める条件に、天候悪化による船の遅延だけではなく、例えば、「感染症等の影響により、船員や港湾労働者の確保ができないなど、港湾の稼働状況が悪化した結果による船舶の遅延」などの事業者の責によらないやむを得ない事情によることを認めたらどうか。

また、ドライコンテナについてもタンクコンテナ同様に仮貯蔵を適用していることから、同様に繰り返し承認を認めてはどうか。

➤ ドライコンテナに危険物容器を収納した状態における屋外貯蔵について

回答者	回答
海部南部消防組合消防本部	<p>「コンテナに収納した危険物の貯蔵、取扱いについて」（昭和45年6月29日付け消防予第136号）において、コンテナに危険物を収納した容器を収納した状態で屋外貯蔵所に貯蔵することはできないとの見解を示している。この通知に基づき、屋外貯蔵所でのドライコンテナの貯蔵は認められない。ドライコンテナの多くは<b>輸送行程の途中で解錠できない</b>ため、コンテナに危険物容器を収納した状態での貯蔵が必要となる。屋外貯蔵所において危険物容器を収納したドライコンテナの貯蔵を認められないか。</p>

【参考】昭和45年通知

【コンテナに収納した危険物の貯蔵、取り扱いについて（昭和45年6月29日付け消防予第136号）（抜粋）】

問 管下消防長から、危険物を容器入りのままでコンテナに収納して貯蔵し取り扱うことについて、下記のとおり照会がありましたので、ご教授賜りますようお願いいたします。

第一石油類、第二石油類および第三石油類を収納した18ℓかんを5,000～10,000入りのコンテナに混載し、自動車に積載して緊結装置によって固定し、運搬している事実を発見したが、

- 1 危険物を収納したコンテナを自動車に積載するまでの間、屋外に放置されているが、この規制として、
  - (1) 貯蔵所又は取扱所のいずれによって規制すべきか。
  - (2) 貯蔵所に該当するものとすれば、危険物の品名等の関係から、屋内貯蔵所によって規制するほかないものと考えられるが、このような作業形態が普及することが予測され、また、その安全性を考慮し、屋外貯蔵所として特例を適用される考えはないか。
- 2 この場合、コンテナ本体を容器と見なしてよいか。

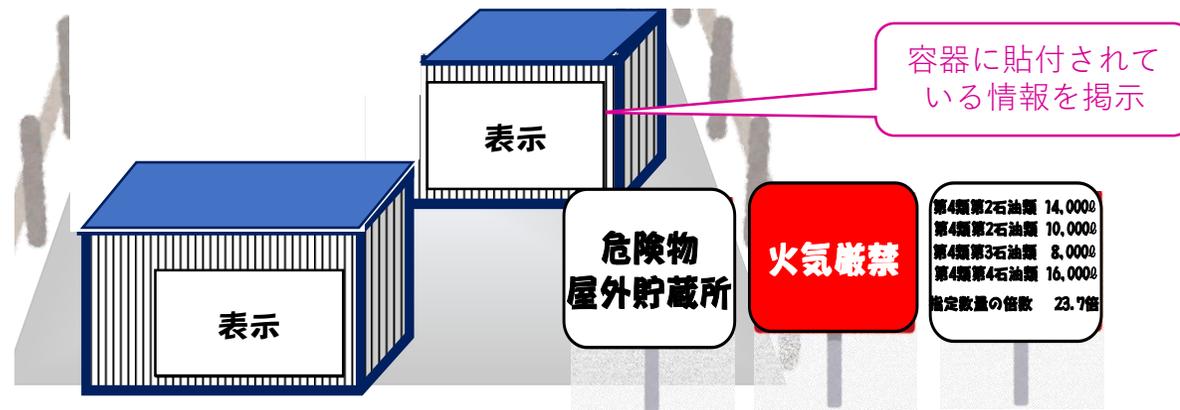
- 答
- 1 (1) 設問のコンテナを臨時的に屋外に置く場合は、消防法第10条第1項ただし書の規定による仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受ければ足りるが、当該コンテナの置場が継続的に使われる場合は、貯蔵所としての規制を受ける。
    - (2) 設問のコンテナの置場を屋外貯蔵所として認めることはできない。
  - 2 設問のコンテナを危険物の規制に関する政令第28条に規定する運搬容器とみなすことはできない。

対応（案）

ふ頭等の危険物を収納したドライコンテナに関しては、輸送行程上の制限から安易にドライコンテナを解錠することができないため中で人が作業をすることはないものの、ドライコンテナの外側からその危険物情報を把握することは困難であった。

これを踏まえ、輸送行程上の制限から安易に解錠できないドライコンテナについては、容器とドライコンテナにより二重になっていることから安全性については問題ないため、ドライコンテナの外側の見やすい位置に、収納されている危険物に関する情報を表示した場合については、屋外貯蔵所等へドライコンテナを貯蔵することができるようにしたらどうか。

<貯蔵イメージ>



<表示の例>

品名	第2石油類
危険等級	危険等級Ⅲ
化学名	軽油・灯油
数量	計2,000L (200L×10缶)
注意事項	火気厳禁